

## ボランティア活動保険

今まで通り です。保険料を社協窓口までお持ちください。

## ボランティア行事用保険、福祉サービス総合補償、送迎サービス補償

保険料は **各団体で支払い手続きを行う** ようになります。手順は以下の通りです。

- ①瀬戸内市社会福祉協議会にて「**加入依頼書**」と「**払込取扱票**」を受け取ります。
- ②「加入依頼書」「払込取扱票」を記入し、**郵便局** にて **保険料を払い込んで** 来てください。

※現金払いでは払込手数料が 110 円かかります。

ゆうちょ銀行口座から払い込む場合は、手数料はかかりません。

- ③「**加入依頼書**」と払込取扱票の「**振替払込受付証明書（お客さま用）**」を瀬戸内市社会福祉協議会へ提出してください。



払込取扱票 (振込通知書)	払込票	払込金受入票 (振込依頼書)	振替払込 請求書兼受領書	振替払込 受付証明書 (お客さま用)
------------------	-----	-------------------	-----------------	--------------------------

**前日まで** に、③までの手続きを **必ず** 行ってください

払込取扱票の **1 番右側** を社協へ提出してください

## その他の保険（ふれあいサロンの保険等）

手続きは **今まで通り** です。

※保険料の他に **振込手数料 110 円** をいただくようになります。